
令和4年11月24日 部長会議

開催日時 令和4年11月24日(木) 午前9時00分から午前10時00分まで

開催場所 庁議室

出席者 市長、辻川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局次長(議会事務局長代理)

欠席者 山本副市長、まちづくり協働部理事、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)

議事概要 下記のとおり

1. 市長訓示

- ・11月20日(日)に草津小学校で総合防災訓練を実施した。参加いただき感謝する。3年ぶりの実施となったが、草津学区の多くの住民の方や各関係機関、災害時相互応援協定を締結している伊勢原市からも職員2名が参加いただき、充実したものとなった。久々の訓練で反省点もあったと思うが、参加者が真剣に各訓練に取り組んでいただいた姿に心強く感じたところである。今後も、安全安心のまちづくりのため、市民の皆さまと協働して、関係機関等と連携をとりながら、災害対策への更なる取組をお願いする。
- ・週明け11月28日(月)から市議会11月定例会が開会される。一般質問や各委員会等の準備をしっかりと行った上で適切な対応をお願いする。

2. 審議事項

(1) 指定管理者選定評価委員会の見直しについて

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・指定管理者制度については、平成18年度から開始されすでに16年が経過し、制度が定着してきた中で、指定管理者選定評価委員会のさらなる専門性や透明性が求められていることから、見直しを進める。詳細については、議案が関係するため、令和5年2月定例会提案後を予定している。それまでは、庁内限りという形をお願いする。

3. 協議事項

(1) 令和4年度草津市地域防災計画修正について(中間協議・パブリックコメントの実施)

【危機管理監から資料に基づき説明】

- ・国の防災基本計画、県の地域防災計画等の変更を踏まえ、本市の地域防災計画を修正する。
- ・主な変更点については、(1)高齢者、障害者等の避難行動要支援者(要支援者)の個別避難計画の作成が市の努力義務になったことに伴う変更であり、多様な関係機関との連携による個別避難計画の作成や、地域が作成する地区防災計画、個別避難計画との整合をとるよう努めることについて記載する他、(2)広域避難に関する事項、(3)安否不明者等の氏名等公表方針について記載・変更している。

(2) (仮称)草津市産業振興条例および草津市産業振興計画の策定について

(中間協議②・パブリックコメントの実施)

【環境経済部長から資料に基づき説明】

- ・今回の条例および計画については、令和5年7月に同時に施行と公表を目指す2年間で策定となっており、今回はパブリックコメント実施前の中間協議として協議をお願いするもの。
- ・主なポイントは、条例は、「目的、定義、基本理念、産業振興計画を策定すること、各主体の役割」であり、計画は、「計画素案の構成、目指すべき姿、戦略や施策、主な取組事例、目標指標」を内容としていることから、それぞれの内容および条例と計画の関係性等を確認いただきたい。
- ・条例について、産業振興分野においては、中小企業に関して必要な施策を実施する責務を地方自治体に課した「中小企業基本法」はあるが、産業振興施策を全般的に捉えた法律がないため、今後とも総合的かつ計画的に施策を展開していくための指針となるべく制定するもの。また、条例第4条で「産業振興計画」を策定する事を規定しているが、農業に関しては、「食料・農業・農村基本法」に基づき「農業振興計画」を策定し、具体的な取組を進めていることから、6次産業などの異業種連携事業等を除き、本条例の対象とはしていない。
- ・条例に掲げる目的を実現するための実行計画として、「目指すべき姿」「戦略」「施策」を定めて、計画的な取組を展開している。第1章では計画の位置づけなどの計画の概要、第2章では草津市の特徴と産業に関する環境としての各種データ等やSWOT分析など、第3章では、目指すべき姿から戦略と方向性、第4章では3つの戦略に関する具体的な施策の方向性や取組事例、実施主体、スケジュール、第5章では計画の推進方策として、目標指標および参考としてのモニタリング指標、その後に資料編という構成で記載している。

(3) 草津市都市計画道路整備プログラムの策定について(中間協議②・パブリックコメントの実施)

【建設部長から資料に基づき説明】

- ・優先度検討結果(案)の中間協議を踏まえたプログラム案が作成できたことから、プログラム案の構成とパブリックコメントの実施方針について協議をお願いするもの。
- ・総括副部長会議で意見があった部分の反映として、表現修正や注釈追記、プログラムの策定懇話会にて検討を進めたことを追記しており、目標の達成に向けた取組として、PDCA サイクルに基づき目標達成に向かうことを明記している。

4. 重要報告

(1) 文書管理・電子決裁システムの導入および運用開始について

【資料:報1-1-2】

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・4月の部長会議で文書管理・電子決裁システムの導入について報告したが、その後に、導入業者の選定、先進都市の視察や各所属に対するアンケート調査や照会を行い、運用ガイドライン案を作成し、先日の総括副部長会議で内容等の確認をしていただいたところ。
- ・今後のスケジュールについては、【報1-1】記載のとおり。本日、了承いただければ文書規程等の改正を行い、既に掲示板で案内をしているが、12月12日・13日に庁内説明会を開催し、12月15日から翌年5月31日までを仮稼働期間、6月1日からの本格稼働に備えたいと考えている。

- ・12月15日から翌年5月31日までの仮稼働期間は、他課合議なしの課長決裁まで、6月1日からの本格稼働は他課合議ありの部長決裁まで、令和6年度からは理事者決裁までという、段階的導入を予定している。12月15日から仮稼働期間は本格実施までに職員に慣れてもらう期間として設けているので、原則、電子決裁でお願いするのでご承知おきいただきたい。

(2) 令和5年度当初予算見積速報について

【資料:報2-1-2】

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・【報2-1】各部局からの要求を単純に取りまとめた結果、一般会計では上段の約565億4,800万円で今年度予算より6.5%増、特別会計を含めると総計約906億2,500万円で4.1%増となった。主な増減については、まだ要求段階なので差し控えるが、一般会計の部局別要求状況は下段記載のとおりで、「差額(B-A)」のとおり約38億4,700万円の収支不足となっている。
- ・【報2-2】中段の「ポイント」①②で、収支不足の38億4,700万円に特目基金を充当してもなお、28億2,300万円財源が不足する状況であり、昨年度の予算要求時点と比較すると約20億円財源不足額が増加しているところ。また、③の財政フレーム作成時よりも18億9,400万円悪化している。
- ・要求時点の単純集計ではあるが、その原因は、財政フレームの作成時に見込めていない、総務部協議経費の「その他」欄で要求を受けた額が全体で約15億4,000万円、そして11月補正でも提案しているが、光熱費の増加で約3億5千万円と分析している。
- ・特に総務部協議経費については、財運や重マネの要求基準に合致せずやむを得ず枠外協議を受けたものや、夏以降の事情の変化によるものもあるが、枠外協議時にも話していたが、本来、財運・重マネで要求しておくべき事業が多くあったのではないかと考えているので、来年の話になるが、財運・重マネを挙げていただく際に十分把握いただきたい。
- ・今後の対応方針として、下段に記載のとおり、この財源不足の約20億円を飲み込むために、審査をさせてもらうので、ご承知おきいただくとともに、協力をお願いします。

5. その他

【まちづくり協働部長より】

- ・11月21日(月)にメール配信およびデスクネットに掲載させていただいたが、草津学区ひとまちいき協議会に対する財政援助団体等監査が、11月11日に実施され、21日に結果が公表されたものの概要である。
- ・交付金に関しては、95万8,326円の用途が不適正であったことから、返還を求めるなどの必要な措置を講じるよう勧告を受けた。
- ・今後の対応として、指定管理業務の指摘事項については、直ちに是正を図るとともに、他のセンターにも通知し、適切な地域まちづくりセンターの管理運営に努め、また交付金については、12月1日付けで交付金の交付決定の一部取消しおよび返還請求命令を通知する予定である。

【市長より】

- ・飲食を伴う意見交換会があり、まちづくり協働部の職員4名が参加していた。会費を支払おうとしたが、受け取ってもらえなかったとのことであり、後日、相当分の品物を渡したという事実がある。それを受けて、

監査結果としては、会費制でなければ参加しないようなルール化を検討するようにとのことであった。どのようなルール化ができるのか、まちづくり協働部と総合政策部で、協議の上、決定をいただきたい。

【まちづくり協働部長より】

- ・まちづくり協議会長や町内会長が集まる会議の場で、各部局へ提出いただいている要望書について、「回答がされていない」や「遅い」等の意見が続けてあった。各部局においては、現場の確認などで、忙しいとは思いますが、遅れる場合は相手方と連絡をとって、調整いただきたい。広報課で実施している市長の手紙等は概ね1か月を目途に回答しているとのことなので、その点を参考に所属長に改めて周知いただきたい。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp